

令和7年8月18日

長田野工業用水道水の農業利用要領

中丹広域振興局農林商工部

今年の高温・少雨・渇水の状況に対応するため、長田野工業用水道水を農業用水として利用する場合について、以下の要件を設ける。

1. 利用対象地域

福知山市、舞鶴市、綾部市

2. 取水場所

公営企業管理事務所

3. 取水可能日時

8月19日～8月29日（土日はありません）

9：30～16：00

4. 取水可能量

（上限：日糧600m³）

取水調整担当者：中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課職員

5. 取水計画書の提出

各市へ（取水制限および給水車に限りがあるため、優先順位を決める必要がある）

市から振興局へ提出 農商工連携・推進課農業振興係で取りまとめ

（1）取水計画書

- ・取水申込者（取水者・申請者）
- ・取水量
- ・利用用途（水田なのかその他作物なのか）
- ・取水方法

① 京都府環境整備事業協同組合の給水車を利用する場合

② それ以外の場合

※①の給水車は10tトラックため、近づくことが可能なため池、ほ場に
限られる。（トラックから最大20mまで：事前申請のこと）

- ・取水希望日 ほか

（2）簡易報告書

取水した工業用水道水を必要なため池またはほ場へ放水後、報告書を提出。

放水時、もしくは放水後の写真を添付。